

隣保館だより

発行 国東市隣保館
国東市武蔵町古市 1138-1
TEL 0978-68-1722
FAX 0978-68-1751

2022年
8月号

8月は

「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間」です！

大分県では、同和対策審議会答申が出された8月を「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間」と定め、部落差別問題の解決に向けた啓発活動を集中的に行っています。

また、近年の人権を取り巻く社会情勢の大きな変化を踏まえ、人権を尊重する社会づくりのさらなる推進のため、条例改正(令和4年3月30日施行)により、これまでの「差別をなくす運動月間」を「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間」に改称しました。

この期間に、国東市でもさまざまな啓発活動に取り組んでおり、隣保館においても本年度は開催規模の縮小や時間を短縮して、3年ぶりに隣保館まつりを開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大により、やむなく中止することとなりました。

同和対策審議会答申とは

1965(昭和40)年8月11日に出された部落差別問題(同和问题)の解決にとって大変重要な答申で、部落差別問題は日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であり、その解決は、国の責務であると同時に国民的課題であるとしています。

私たち国民一人ひとりが、自分自身の課題として、部落差別問題の解決に向けて努力することが求められています。

8月の人権イベント

7月30日(土)から放送中
(1作品につき1週間)

国東市ケーブルテレビ「『誰か』のことじゃない」
(ショートムービー)

8月16日(火)~25日(木)
場所:アストくにさき 3階

人権パネル展「水平社宣言から100周年」

8月23日(火)14時~16時
場所:アストくにさき
(アストホール)

第31回 差別をなくす仏の里のつどい
演題:「無関心でいられても無関係でいられない人権問題」
~ネット上の差別の現状等から~
講師:公益財団法人 反差別・人権研究所みえ
常務理事兼事務局長 松村 元樹 さん

8月16日(火)~25日(木)
場所:くにさき図書館

くにさき図書館との協働展示 ~人権図書など~

「侮辱罪」の法定刑の引き上げについて

近年、SNS などインターネット上での誹謗中傷が深刻な社会問題となっています。

このことを契機に「侮辱罪」の法定刑が引き上げられ、厳罰化する改正刑法が令和4年7月7日に施行されました。

これまでの刑罰に、懲役刑と禁錮刑、罰金刑が加わり、悪質な誹謗中傷行為への対処が厳しくなりました。

	改正前	改正後
法定刑	「30日未満の拘留」 「1万円未満の科料」	これまでの法定刑に 「1年以下の懲役もしくは禁錮 もしくは30万円以下の罰金」が追加
公訴時効	1年	3年

※施行3年後に、施行状況の検証を行うことになっています。

Q 侮辱罪とは？

例えば、インターネット上に相手をバカにするような書き込みをして、それを不特定の人に広めようとする行為です。事実かどうかわからない誹謗中傷を書き込んだり言いふらしたりした場合が該当します。



* 隣保館なんでも相談会 *

人権問題だけではなく、日々の生活の悩みごとについても相談に応じています。適切な相談先をご案内したり、内容によっては関係機関と連携しながら、問題解決のお手伝いをします。相談は無料、秘密は守られます。

◇日時・場所◇

8月24日(水)

10:00 ~ 11:30 北江集会所(国東町)

13:30 ~ 15:00 藤本集会所(武蔵町)

※隣保館では、随時相談を受け付けています。

(平日 8:30~17:00 まで)

連絡先 国東市隣保館 ☎ 0978-68-1722



* 8月のテイサービス事業 *

◆参加無料 ◆申し込み不要

元気アップ教室：隣保館(ホール)

*めじろん元気アップ体操・脳トレ他

2日(火) 10:00 ~ 11:00

16日(火) 10:00 ~ 11:00

出前元気アップ教室：北江集会所

*めじろん元気アップ体操・脳トレ他

9日(火) 10:30 ~ 11:30

23日(火) 10:30 ~ 11:30

一緒にからだを動かしませんか？

